

## 説明書

### 1 当該招請の主旨

本業務については、県が管理する道路が常時良好な状態に保たれるよう道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常等に対して適切な措置を講ずるとともに、道路管理上に必要な情報及び資料を収集する必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を公募するものである。

応募の結果、5の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件満足者」という。）がいない場合にあっては、特定公益法人等との随意契約手続に移行する。

応募要件満足者が2者以上である場合にあっては、当該応募要件満足者を指名の上競争入札に移行する。

応募要件満足者が1者の場合にあっては、当該応募要件満足者との随意契約手続きに移行する。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 一般国道107号ほか大船渡地区ほか道路パトロール業務委託
- (2) 業務内容 パトロール日数 241日
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 業務目的

本業務は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター管内の県が管理する道路が常時良好な状態に保たれるよう道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常等に対して適切な措置を講ずるとともに、道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

### 4 業務の詳細な説明

別添特記仕様書のとおり。

### 5 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ア 次に掲げる3業種のいずれかについて、令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (ア) 測量
  - (イ) 土木関係建設コンサルタント
  - (ウ) 地質調査
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- ウ 岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付け建技第141号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

## **(2) 中立性・公平性に関する要件**

業務対象道路区域内の占用者と資本・人事面において関係がないこと。

（注）占用者とは、道路法（昭和27年法律第180号）第36条の水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例を受けている企業及び個人をいう。

## **(3) 業務執行体制に関する要件**

### **ア 配置予定技術者等に関する要件**

管理技術者、道路パトロール員及び道路パトロール運転員の資格要件等は、岩手県道路パトロール業務委託実施要領に記載のとおりとする。

### **イ 地域要件**

沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター管内に営業拠点（令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録されている本店（社）、支店（社）又は営業所等をいう。）を有する者でなければならない。

## **6 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当、質問方法及びその回答方法**

### **(1) 説明書に対する質問受付期間**

説明書の交付を開始した日の翌日から5日間（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「岩手県の休日」という。）を除く。）

### **(2) 質問受付担当**

9に同じ。

### **(3) 質問方法**

書面にて質問受付担当に提出すること。

### **(4) 回答方法**

書面による回答を、ホームページに掲載する。

## **7 参加意思確認書について**

### **(1) 作成様式**

別添様式1による。

### **(2) 記載上の留意事項**

#### **ア 令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の登録状況**

（ア）登録業種は、測量、土木、地質のいずれかを記入すること。複数登録している場合は当該登録業種を全て記入すること。

（イ）本社又は支社等の所在地については、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター管内にある営業拠点の所在地を記入すること。

#### **イ 当該業務の実施体制**

配置予定管理技術者、配置予定道路パトロール員、配置予定道路パトロール運転員は重複しないこと。

## ウ 配置予定者の資格等

- (ア) 配置予定管理技術者及び配置予定道路パトロール員の保有資格について、資格が複数ある場合は、当該資格を全て記入すること。なお、当該資格に係る資格証明書等を添付すること。
- (イ) 配置予定管理技術者及び配置予定道路パトロール員の道路監理員等の経験については、特記仕様書等に規定する要件を満たしていることが確認できるよう、土木行政関係の勤務公所（係・チーム名まで記入）、当該勤務公所の勤務時期及び期間、担当業務名を記入すること（複数ある場合は複数記入のこと）。なお、当該勤務公所の勤務を確認できる資料等を添付すること。
- (ウ) 配置予定管理技術者が、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター管内の営業拠点に配置されていることを確認できるよう、岩手県へ提出した建設関連業務競争入札参加資格審査申請書又は申請以降に岩手県へ提出した最新の「技術者状況届」の写しを添付すること。
- (エ) 配置予定道路パトロール員の業務経験については、特記仕様書等に規定する要件を満たしていることが確認できるよう、当該業務の契約書の写し及び当該業務に当該配置予定道路パトロール員が携わったことを証明する資料等を添付すること（複数ある場合は複数記入して差し支えない）。
- (オ) 配置予定道路パトロール運転員については、運転免許証の写し及び過去5年間無事故・無違反であることを証明する書類（自動車安全運転センター発行）を添付すること。

## エ 中立性・公平性に関する要件

業務対象道路区域内の占用者と資本・人事面において関係がない旨誓約すること。

### (3) 留意事項

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とすること。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となること。
- ウ 提出された参加意思確認書は返却しないこと。
- エ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しないこと。
- オ 提出期限以前における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めるが、提出期限以後における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めないこと。
- カ 参加意思確認書に記載した配置予定技術者等は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更することはできないこと。  
技術提案書が特定された旨の通知を受けた後に配置予定の技術者を変更しようとする場合は、発注者と協議の上、技術者を決定するものであること。
- キ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること。
- ク 応募要件を満たさない旨の審査結果通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（岩手県の休日を除く。）以内に、書面により、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター所長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるること。
- ケ 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター所長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（岩手県の休日を除く。）に、書面により回答するものであること。

## 8 手続等

### 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年1月28日17時00分 担当あて持参、もしくは郵送（書留郵便に限る。当日消印有効。）すること。

## 9 問い合わせ先（担当）

〒022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田6-1

沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター道路整備課道路環境チーム

電話 0192-27-9932

FAX 0192-27-3225